

国立大学法人鹿児島大学との取引に係る遵守事項等について (方針及び概要)

平成27年2月19日

【方針】

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）では、適正な大学運営を行うべく、大学の諸活動における法令遵守(コンプライアンス)を徹底してきました。

特に、公的研究費の取扱い及び不正使用防止については、鋭意啓発活動の充実に努めてきたところです。

一方、昨今依然として全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正され公表されました。

本学では、当該ガイドラインの改正を受け「鹿児島大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」を制定したところです。

また、その取り組みの一環として、構成員と取引業者の関係が緊密な状況で不正な取引が発生しやすいことに鑑み、癒着防止に係る更なる対策を講じるため、本学との取引に係る遵守事項を定めるとともに、本学との間に一定の取引実績がある業者から誓約書を徴取することとしました。

【概要】

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- ・鹿児島大学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- ・鹿児島大学内部監査、その他調査等において、本学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・不正が認められた場合は、鹿児島大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・鹿児島大学構成員（役職員、その他学生等を含む関連する者）から架空発注による預け金等の不正な行為の依頼等があった場合には、研究費の不正使用に関する通報窓口（研究推進部研究協力課）に連絡すること。
- ・その他、鹿児島大学との取引に係り疑義が生じた場合には、担当部署（財務部財務課総括係）に相談すること。

2. 本学との取引に関する諸規則等の重要情報について

本学との取引に関する諸規則等の重要情報については、本学ホームページで公開しているので、併せてご確認願います。

<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu1.html>

- 国立大学法人鹿児島大学会計規程
- 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則
- 国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項
- 国立大学法人鹿児島大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項
- 教員発注の制度化【業者の皆様へ】
- 納品検査【業者の皆様へ】
- その他財務・調達情報

3. 誓約書の徴取について

① 誓約書の提出を求める対象業者について

本学と一定の取引実績がある業者（年間の取引件数が50件以上かつ年間の取引金額が100万円以上の業者）。但し、下記の者を除く。

- a)国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b)学校法人
- c)国際組織、外国企業等
- d)電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e)弁護士・特許・税理士事務所等
- f)商取引の相手方ではない個人
- g)その他、本件対象になじまない業種等

② 誓約書の内容等について

- ・別添様式のとおり

③ 誓約書の提出方法、提出先及び提出期限について

【提出方法】

持参、もしくは、郵送にて提出願います。

【提出先】

〒890-8580 鹿児島市郡元1-2 1-2 4

国立大学法人鹿児島大学 財務部財務課総括係

※部局の契約担当係等を経由して提出することも可能です。

【提出期限】

平成27年3月31日

※誓約書の提出を求める対象業者については、平成25年度の取引実績等をもとに部局の契約担当係等を通じて依頼いたします。

※誓約書については、毎年度提出を求めるものではありませんが、今回の提出期限以降の対象業者については、適宜、前年度の取引実績等をもとに依頼することとします。

④ その他

上記により誓約書の提出を求める対象業者となったにも拘らず、誓約書を提出いただけない場合は、以後の取引を行わないことがあります。

4. 本件に関する連絡先

【取引に係る遵守事項及び誓約書の徴取等に関すること】

国立大学法人鹿児島大学財務部財務課総括係

- ・Eメール：ssomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
- ・TEL：(099)285-7120

【公的研究費の不正使用に関する通報窓口】

国立大学法人鹿児島大学研究推進部研究協力課研究協力係

- ・Eメール：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp
- ・TEL：(099)285-3224